

第2回農地法等業務推進検討会

残土処分目的の農地造成事業への対応を報告

大阪府農業委員会職員協議会は5月12日、大阪市内・J A パンク大阪信連事務センターで第2回農地法等業務推進検討会を開催した。

各農委からの相談案件では、前回検討会で経過報告した農地中間管理事業による農地売買事業の実施及び高額賃料による貸借の取扱いについて、引き続き

大阪府、農地中間管理機構(みどり公社)、農業会議の三者で6月以降も継続協議する旨を報告。また、河内長野市農委から農地造成疑義案件への指導事例の報告があった。農地造成後の営農計画の審査において、具体的な作付け計画や、営農者の状況等の詳細な聴き取りを行うと

もに、必要資料の提出を求める等、粘り強く指導。その結果、埋め立てが目的の農地造成であると指摘・指導し、事業断念に至り見せかけの農地造成事業実施を回避したとの説明があった。大阪府からの情報提供では、農地転用に係る地域計画の変更(除外)手続きにおいて、該当市

町村の運用状況の報告があった。併せて2戸を超える農業用施設の転用にかかる地域計画の変更手続きにおいて、事前に地域計画の変更が必要か、もしくは、農業的土地利用であることから、軽微な変更として事後変更で足りるかどうかについて、確認することになった。(増山)

農地法の許可基準等を確認

枚方市農委研修

枚方市農業委員会(上山芳次会長)は5月12日、同市役所で農業委員会研修を開催。農業会議から田村総務課主幹が出席し、農地関連制度について説明した。

具体的には、常設審議委員会審議案件が大規模化・多様化している傾向が見られる中、農委における審査業務が複雑化していることを説明。先入観に囚わ

具体的には、常設審議委員会

新たな運動を軸に活動を推進

農委事務局長会議

農業会議は、5月1日に大阪市内・シティプラザ大阪で市町村農業委員会事務局長会議を開いた。56人が出席した。会議では、冒頭に、北川専務

理事兼事務局長が農業・農業委員会組織をめぐる情勢を報告。続いて、新たな「農地を活かし、持続可能な大阪農業を創る運動」推進計画の内容に触れ、農地利用の最適化推進、農地転用許可事務関連のほか、地域計

画策定状況と実現に向けた取り組みについての支援、なにわ農業賞、農業者年金の加入推進、女性委員向けの研修の実施、全国農業新聞の普及推進などについて、事務局の各担当者からそれぞれ事業内容を説明した。(中島)

農地区分の判断に注意

7年度からは地域計画の除外も
大阪府農地法初任者研修

大阪府農政室は4月21日、令和7年度農地法初任者向け研修会を咲州庁舎で開催し、農委の事務担当者が出席した。研修会ではまず、農業会議から農地法第3条関係について説明。農地法の適用対象となる農地の定義や各許可要件等について解説した。

次に大阪府から農地法第4条・5条関係について、許可不要となる場合や、許可を要する場合の審査方法について説明。地域計画が策定された令和7年度からは、農地転用許可申請に先立って地域計画の除外が必要なことにも触れた。また、農地区分の判断を誤って優良農地で転用を認めた場合には、農業上の利用に支障を及ぼすことにもなりかねないため、先入観に囚われず、各案件を慎重に判断することが重要であると注意喚起した。(田村)

府が地域計画変更の参考資料作成

農委担当者会議

5月23日に大阪市内・J A パンク大阪信連事務センターで開催した農業委員会業務担当者会議では、農業委員会事務局長会議での説明項目に加え、大阪府が5月13日に作成した「参考資料」地域計画変更のポイント

について」を紹介した。昨年度後半から市町村農業委員会や市町村からは、地域計画を変更する際の手続きが他市町村と大きな差がないように模範例を示してもらいたいという、要望があった。その要望に応え、この資料では、事前に地域計画の変更が必

須な農地転用と異なり事後の変更が可能な事例、集落座談会の場で事前に決定すべきこと、詳細な変更手順と根拠となる基盤法や施行規則の条項、参考様式などが掲載されている。市町村によって状況が異なるため、府は一律のマニュアルではなく、参考資料として作成・提供している。(藤岡)